

令和 7 年度

定期監査報告書

岩美町監査委員

監第202520004号
令和7年9月1日

岩 美 町 長
岩 美 町 議 会 議 長
岩 美 町 教 育 委 員 会 教 育 長
岩 美 町 農 業 委 員 会 会 長
岩 美 町 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長

様

岩美町監査委員 寺谷 信一郎
(公印省略)

岩美町監査委員 川口 耕司
(公印省略)

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和6年度に係る定期監査を実施したので、同条第9項によりその結果を次のとおり報告します。

第1 監査の概要

1 監査実施年月日及び部署

年 月 日	部 署
令和7年 6月25日(水)	みなみ保育所、大岩保育所、浦富保育所
30日(月)	岩美南小学校、岩美西小学校、岩美北小学校
7月 7日(月)	議会事務局、出納室、中央公民館、給食センター
8日(火)	税務課、農林水産課
10日(木)	企画財政課、住民生活課
11日(金)	子ども未来課、建設水道課
14日(月)	商工観光課、総務課
15日(火)	岩美中学校、教育委員会事務局
16日(水)	健康福祉課、岩美病院

2 監査の対象

令和6年度に係る地方自治法第199条第1項及び第2項に規定されるもの。

3 監査の手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について提出された資料、その他提示のあった関係書類に基づいて監査手続を実施した。

4 監査の要点

- (1) 予算執行に関すること。
 - ① 収入事務について。
 - ② 支出事務について。
 - ③ 工事事務について。
- (2) 経営に係る事業の管理に関すること。
- (3) 補助事業に関すること。
- (4) 財産・備品に関すること。
- (5) 事務事業の管理に関すること。
- (6) 前年度指摘事項の改善等処置状況に関すること。

第2 監査の結果及び意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び岩美町監査委員条例に基づき、「財務に関する事務の執行」と「経営に係る事業の管理」が法律に準拠して適正に行われているか、また効率的に行われているかを監査した。同時に、各課の課長や係長に、前年度の指摘事項に対する回答や今後の取り組むべき課題について聞き取りを行った。

「財務に関する事務の執行」と「経営に係る事業の管理」において、関係法令等の適用、予算執行の手続き方法においておおむね適正な事務、並びに管理が行われていたと認める。また、取り組んでいる業務、今後取り組むべき課題に対しても、課長や係長から明確な返答があり意欲を持って業務遂行している姿勢が見えた。同時に、すべての課を訪問し、職員の仕事ぶり、ロッカーや机の上の状況、施錠状態、在庫品、書類の保管方法などの職場環境、及び現金を扱う部署では現金の保管場所を確認した。全体において、整理整頓され、気持ちの良い職場となっているが、机の下に目を向けると、ファイルが置かれ、足の踏み場もない場面も見られ一考されたい。現金を取り扱う部署では、施錠がなされ、現金が適正に管理されていると感じた。例月出納検査において、些細な事は都度指摘をしているが、少し考えていただきたいと思う点について申し述べたい。例月監査において、支出負担行為決議書と収入票を一枚一枚チェックしているが、記載内容や形式において、必要と思われる個所が抜けていたり、形式の不備が見られた。課内で協議やチェックがなされた形跡はあまり見られず、何も考えず、判を押したとしか思えない決議書や収入票が多くみられた。事故が起こるたび「二重チェックを行い再

発防止に心がける」と何時も同じ反省の言葉が出るが、その言葉が生かされてないと感じる。手慣れた決議書と収入票に対しても何のために稟議するのかと十分理解し、職員全てが、丁寧で、漏れの無い支出負担行為決議書や収入票を作成し、業務に当たられる事を期待する。同時に、仕事面において、課内で、検討や話し合いがなされた形跡はあまり見られず、課長と部下職員との「会話・対話」が少ないと感じる。課のトップである課長に申し上げたいことは、「部下を育てる・人を育てる」ということは、課長の責務であると常に意識し、自己啓発にも努めて頂きたい。定期監査において、すべての課長に、「部下を育てる・人を育てる」という事をどのように考えているかを聞いた。すべての課長が、それぞれに「考え・思い」を持ち、「部下を育て・人を育てている事」は感じられたが、その「考えや思い」が、まだ十分に発揮されていないと感じる。課長自身が自己啓発を行い、力を込めた職員育成に努められる事を期待する。

総務課をはじめとする各課への改善、若しくは留意、検討を求めたい課題については以下のとおり表明する。記載されていない事項も、監査中、あるいは職場訪問の中において口頭で指摘した。一層の工夫や改善を図り業務推進される事を期待する。

記

《総務課》

- (1) 災害に備えるための体制づくりである自主防災組織の組織率は 94.6% (令和 7 年 3 月 31 日現在) である。残された未組織の 2 集落 (田河内、相谷) は構成員が少なく、単独での組織化は難しいと考える。近隣集落の合意を得て組織化する方策を考え、組織率 100% を早期に達成していただきたい。
- (2) 職員の不詳事案が発生している。要因はいろいろあると考えるが、職員の育成がなされていないこともひとつの要因と思われる。部下を育てる・人を育てる事に対する責務のある管理職 (課長) 研修にも力を入れ、常に部下育成を意識した組織となるよう努められたい。
- (3) 地域アドバイザー制度による外部専門家の支援を受け、手順書の作成を進め、業務の見える化による業務の効率化、仕事を進める上での資質の向上や、分担の見直しに寄与する組織づくりを促進されたい。

《企画財政課》

- (1) 企業版ふるさと納税は、企業にとり「社会貢献」「新事業展開」「税軽減効果」等がある。本町にとっても資金調達や専門的な人材を活用した

技術の導入等見込まれ、両者にとって相互にメリットがあると考え。先進地や近隣市町の事例を注視しながら、積極的な活用を検討されたい。

(2) 町が土地・建物その他色々な寄附を受けることは、町にとって町民の生活を豊かにする一面もあるが、長期的な町財政の視点に立ち、将来発生するであろう負担や費用対効果も慎重に考え、受け入れるかどうかの十分な検討をされたい。

(3) 人口減少・高齢化が進む中、限られた財源・人材の効果的な活用は、本町において重要な課題のひとつである。取り組んでいる事業の更なる精査を行い、本町の財政健全化と職員の働き方改革の効率化に向けた取組を実施するよう促されたい。

《税務課》

(1) 収税において、二重納付は還付に対する事務の煩雑さを招いている。納付書の形式と通知方法の改善やリアルタイムで納税を確認できるシステムの構築に努め、事務の効率化、還付事務の削減に繋がる取組を行うと同時に、口座による自動振替を推進されたい。

(2) 地籍調査事業は、公共事業の基盤や土地取引の安心・円滑化のために重要な役割を果たす事業である。現在本町の宅地の地籍調査の進捗率は99.8%と非常に高い状況にあるが、早期に100%完了となるよう努めていただきたい。

(3) 令和7年度中から運用される税システムのデータレイアウトと納税通知書の標準化が大幅な変更となる。取扱手順を十分に理解し、誤りが起きないように細心の注意を持って取り組まされたい。

《住民生活課》

(1) 町内には集落飲料水供給施設があり、小田、向山、外邑等の各集落が管理運営している。水道法に基づく町水道事業には該当しないが、町水道と同等の水質検査を実施する等、建設水道課と協同し、安心安全な水を確保できるような体制を検討されたい。

(2) 住宅使用料の徴収率は98%と高い水準を維持している。徴収については、100%を目指すのは当然だが、生活に困窮している世帯等については、福祉施策の事業に繋げるなど、町民それぞれに適合した多様な対応をしていくことも引き続き考慮されたい。

(3) 2016年1月から本格運用を開始したマイナンバーカードについて、5年の有効期限の更新を要する町民も多く見込まれる。丁寧で迅速な更新事務の対応を行うとともに、保有率79.0%（令和7年3月31日現在）を100%に近づけるよう努力されたい。

《子ども未来課》

(1) 子育て世帯は共働きが多く、家事や育児等で忙しく時間が取れないと

思えるが、ICT には強い世代でもある。町としても先進地事例等を参考に電子申請等積極的に導入し、自宅や外出先からでも各種申請ができる体制を整えられたい。

- (2) 未来を担う子どもたちを守り育てる社会を実現するために子ども未来課の業務は多岐に渡り、複雑な事務を余儀なくされている。請求漏れや申請漏れ等のないように慎重に業務に取り組まれない。
- (3) 児童センター（仮）の整備は、子育て支援の更なる拠点施設として期待が高い。完成までに様々な困難なこともあるが、経済性、効率性等多方面な視点から考慮し、より良い施設となるよう尽力されたい。

《農林水産課》

- (1) 国・県から、多くの補助金を交付されている。使途をしっかりと把握するとともに、交付後の現状も確認し、最少の資金で最大の効果が得られるよう努められたい。
- (2) 環境税は森林整備等に使われる税金である。危険木予備伐採事業等にも活用しているが、伐採した危険木は、薪や堆肥、ウッドチップなどに加工、利用する等有効な活用方法を検討されたい。
- (3) 土地・建物の相続登記は、相続人が相続を知った日から3年以内に名義変更をする義務が課せられた。農地でも相続登記の不明者が見られる。速やかに利用権設定ができる体制を確立し、耕作放棄地発生を防ぐよう努められたい。

《商工観光課》

- (1) 後発事象となるが、令和7年7月13日本町の海で水難事故が発生し、1人の死亡が確認され、残念な事象が発生した。総務課と共に海や山の観光地周辺の施設や民家等にAED等の設置を依頼し、緊急時の体制を整え、町民や観光客の命と安全を守る対策も行っていきたい。
- (2) 令和6年度のふるさと納税は、地域おこし協力隊の増員効果もあり、4,669件105,035,373円、対前年度と比較して1,664件27,116,373円の大幅増となった。さらなる返礼品の発掘やPRに努め、寄附額の増を図られたい。
- (3) 令和6年度の岩美町がんばる商工業者総合支援事業の実績は、創・開業支援事業5件、持続支援事業4件、事業承継支援1件であった。
2年ぶりに行われた町の商工業者アンケートによると、事業承継や廃業について検討している事業者数が増加している。又、人材確保に関し、経営者の高齢化や慢性的な人手不足を課題として挙げられている。町の商工業がより発展するよう、引き続き商工会と連携して諸問題の解決に取り組まれない。

《建設水道課》

- (1) 下水道事業会計において、令和8年度以降のストックマネジメント計画を策定し、施設の長寿命化及び財政負担の標準化に取り組み、持続的で安定した下水道経営を維持されたい。
- (2) 上下水道施設の維持管理については、専門的知識と一定期間の実務経験が必要である。長期的な視点を持ち、若手職員への技術継承の育成に努められたい。

《教育委員会》

- (1) 部活動の地域連携・地域移行は特に現在の教育・地域政策において、少子化・教員の働き方改革・地域の活性化といった観点から、非常に重要なテーマとなっている。令和6年度にまとめられた提言をもとに、現場の状況を確認しながら学校・地域にとってよりよい体制を構築されるよう考慮されたい。
- (2) 奨学資金貸付金の回収について、債務者の基本情報の調査や保証意思確認が十分に行われていない現状が見られる。債権回収において、法的知識の取得と法的根拠に基づく適正な回収を行い、滞納解消を図られたい。
- (3) 令和7年8月より町内にALT8人が配属されることにより、生きた英語に触れる機会が増え、英語学習の充実が期待され、保育所・小学校・中学校の魅力が高まることが期待される。他県他市町からの移住定住に繋がるよう町内外へ英語学習の魅力を十分に発信されたい。又、町民にも英語に触れる機会を多くつくられたい。

《健康福祉課》

- (1) 他の課にも当てはまることだが、業務が多岐に渡り複雑な事務手続きを余儀なくされている。請求漏れや申請漏れ等のないように慎重に取扱い業務を進められたい。
- (2) 色々な事情で無縁仏が増えることが予想される。現在、岩美北小学校近くの無縁墓に個々に葬られているが、埋蔵する場所も少なくなってきた。集合墓への建立も検討され、これ以上墓を増やさない工夫をされたい。
- (3) 孤独死は高齢化や社会的孤立が進む中、現代において、深刻な社会問題の一つとなっている。令和7年度に試験的に行われている高齢者等見守りサービスモデル事業の検証を行い、令和8年度以降の施策に生かされたい。

《岩美病院》

- (1) 岩美病院は町民の命と健康を守る地域医療の重要な役割を担っている。人口減少に伴い、通院患者や入院患者の減少も懸念されるが、岩美病院経営強化プランに沿った事業を実施し、体制の見直し、黒字化を目指す経営

等を行っていただきたい。

- (2) 病院で使用する機器は常に患者の命を守るためにある。急な故障に対しても迅速に対応する事が要求される。年間を通じ長期的な考えのもとで緊急対応を含め、計画的に包括的な保守契約を締結するなど、緊急に対応する体制の構築を図ることも必要と考える。
- (3) 今後の課題・問題点等に各部署と更に連携を強化し、既存の施設基準維持に努めるとあるが、現在冷暖房の動力として灯油を使用しているが、経済的又、環境的な面から長期的計画として電力に切り替えることも検討されたい。

令和6年度末 税、使用料、負担金等収入未済額状況調べ

(単位:件、人、円)

会計名	区 分	収 入 未 済 額									摘 要
		過年度分(令和5年度まで)			令和6年度発生額			令和6年度末収入未済額合計			
		件数	実人員	金 額	件数	実人員	金 額	件数	実人員	金 額	
一般 会計	個人町民税	479	83	13,196,089	284	120	7,800,052	763	172	20,996,141	
	法人町民税	2	2	95,800	3	3	131,200	5	5	227,000	
	固定資産税	1,413	101	17,163,842	451	166	6,434,600	1,864	190	23,598,442	
	軽自動車税	83	30	619,200	42	40	371,400	125	59	990,600	
	たばこ税	1	1	44,078	0	0	0	1	1	44,078	
	督促手数料(町税)	1,975	233	197,486	752	288	75,200	2,727	356	272,686	
	(町税 計)	3,953	233	31,316,495	1,532	288	14,812,452	5,485	356	46,128,947	町税合計
	児童福祉費負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	保育料
	住宅使用料	180	8	2,512,692	23	6	415,787	203	11	2,928,479	町営住宅家賃
	住宅駐車場使用料	140	6	201,600	26	5	27,400	166	9	229,000	
	督促手数料(住宅使用料)	173	8	17,300	21	5	2,100	194	11	19,400	
	小 計	4,446	241	34,048,087	1,602	294	15,257,739	6,048	367	49,305,826	
国保 会計	国民健康保険税	1,551	106	36,556,597	494	99	11,410,400	2,045	154	47,966,997	国保税の件数は、一般分と退職分が、混合する世帯があるため、計と全体の値が一致しない。
	(一般分)	1,543		36,337,343	494		11,410,400	2,037		47,747,743	
	(退職分)	13		219,254			0	13		219,254	
	督促手数料	1,548	106	154,800	495	99	49,500	2,043	154	204,300	
	小 計	3,099	106	36,711,397	989	99	11,459,900	4,088	154	48,171,297	
介護 保険 会計	介護保険料	337	23	4,290,556	76	31	931,700	413	42	5,222,256	1号被保険者分
	督促手数料	336	23	33,600	76	31	7,600	412	42	41,200	
	小 計	673	23	4,324,156	152	31	939,300	825	42	5,263,456	
後期 高齢者医療 会計	後期高齢者医療保険料	7	5	293,900	7	6	267,800	14	7	561,700	被保険者保険料
	督促手数料	7	5	1,600	7	6	1,700	14	7	3,300	
	小 計	14	5	295,500	14	6	269,500	28	7	565,000	
合 計		8,232	375	75,379,140	2,757	430	27,926,439	10,989	570	103,305,579	

(注) 件数は、のべ件数で表している。